

Europe Trends

発表日:2020年4月20日(月)

欧州の迅速な中小企業支援に学ぶ

～スイスの無審査融資とドイツの給付金手続き～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL:03-5221-4527)

◇ 日本の緊急経済対策の内容や支援規模は、欧州諸国と比較して遜色ないが、迅速性に課題がある。欧州諸国でも申請殺到で想定より支援に時間が掛かるケースもあるが、手続きの簡素化、オンライン申請、審査プロセスの簡素化などで、迅速な支援を実現している制度が幾つかある。制度の不正利用を招く恐れがあるが、これには罰則強化と追跡調査の強化で対処している。

4月9日付けレポート「[雇用調整助成金の課題](#)」では、ドイツの類似制度の申請書類が僅か2つで、オンライン提出が可能なこと、申請から15営業日程度で給付が行われることを紹介した。日本の雇用調整助成金は申請書類が10以上と手続きが煩雑で、オンライン提出が不可、受給まで2ヵ月余りを要する。日本の緊急経済対策を筆者が担当する欧州諸国のコロナ危機対応と比べると、各国によって細かい制度設計の差異はあるが、医療支援、影響を受ける中小企業や個人事業主への給付金、時短や休業で解雇を抑制した企業への助成金、税・社会保障負担の支払い猶予、政府保証つき融資制度の拡充といった政策メニューの中身や規模感とはともに大きな遜色がない。日本で大きな話題となった休業時の補償についても、スポーツ・文化イベントのキャンセルに伴う補償を行う国（スイス）や休業を余儀なくされる従業員の給与の80%を補填する国（英国）などがあるが、何れも上限が決まっており、日本の中小企業・個人事業主への現金給付や雇用調整助成金の金額が特段見劣りする訳ではない。だが、よく指摘されている通り、こうした支援措置が必要としている企業や個人に行き渡るまでに時間が掛かるのはやはり課題だろう。この点については欧州諸国も同様で、申請が殺到することで手続きに時間が掛かるケースもあるようだ。もっとも、欧州諸国の事例の中には迅速性に優れた制度もあり、そうした点は日本も見習うところが多い。ここではスイスの保証融資とドイツの給付金の申請手続きについて紹介する。

スイスでは感染拡大で経済的な打撃を受けた中小企業の資金繰りを支援するため、年間売上高の10%または2,000万フランを限度額に、政府保証つき融資が受けられる。50万フラン（約5,600万円）までは政府が100%保証、無利子・無審査で即日に融資が実行される（Covid-19 Kredit）。50万フランを超えるものは最大0.5%の金利で政府が85%保証し、残りの15%の金利は銀行と借入れ企業の間で決定、ごく簡単な審査で数日以内に融資が実行される（Covid-19 Kredit Plus）。返済期間は5年で、特に打撃が大きい企業は2年間延長される。申請は3月26日から7月31日までで、民間銀行かポストファイナンス（日本のゆうちょ銀行に相当）を通じて行われる。申請書類はウェブ上で記入し、印刷したうえで署名する。提出は融資を申し込むと銀行に対して、申請書類のスクリーンショットか写真を電子上で提出するか、印刷した書類を郵送する。融資された資金の用途は、運転資金に限られ、新規の設備投資資金などに充てることはできない。[申請書類を作成するウェブサイト](#)の冒頭には、「申請書類の作成には10分程度の時間を要する（Das Ausfüllen des Gesuchs dauert ca.

10 Minuten.)」とある(10分しか掛からない)。申請書類の内容は、融資を受ける企業の一般的な情報、融資条件を満たしているかの確認、希望する融資額と限度額を計算する際に必要な売上高、特定の保証会社を利用する場合の申告、融資を受ける銀行、署名。

[スイス政府が3日に発表したプレスリリース](#)によれば、3月26日から4月2日までに76,034件、総額143億ユーロの利用があり、近く当初の融資枠(200億ユーロ)を超過する可能性が出たため、200億ユーロの融資枠の追加を決定した。プレスリリースでは同時に、融資制度の濫用防止のため、条件違反や重複申請がないかのチェック、会社側から提供された売上高などを税務データと照合する追跡調査、罰則や賠償責任規定の強化案の提出を指示したとある。不正受給などに対しては、事後的な調査や罰則強化で対応する。

ドイツでは感染拡大の影響を受けた零細企業を支援する給付金制度を創設した。従業員が5名以下の企業に3ヵ月で最大9,000ユーロ(約100万円)、10名以下の企業に最大15,000ユーロ(約175万円)を支給する。個人事業主、フリーランス、農家も支給対象。申請は5月31日まで。申請と支給は州毎に行われ、上述の給付金に州独自の制度を組み合わせる対象や規模を拡充するケースもある。例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州では上記に加え50名以下の企業に最大30,000ユーロを支給、ヘッセン州では5名以下に最大10,000ユーロ、10名以下に最大20,000ユーロ、50名以下に最大30,000ユーロを支給、バイエルン州では上記に加え50人以下に最大30,000ユーロ、250人以下に最大50,000ユーロを支給する。

申請書類は州毎に異なるが、例えばバーデン＝ヴュルテンベルク州では10名以下の企業でレターサイズのPDFで[4ページ](#)、10～50人の企業で同[6ページ](#)で、内容の記入欄はそれほど多くない。どちらの書類も記入する内容は、会社の一般的な情報、給付金を受け取る銀行口座、業種区分のチェック欄、従業員数、給付を希望する金額(3ヵ月間で必要な運転資金に応じて支給額が決定)、給付を必要とする理由、他の給付金を受給しているかのチェック欄、受給要件を満たしているかのチェック欄、注意事項や罰則規定のチェック欄、署名。申請はオンライン上で行い(同州では郵送や持参は不可)、所管する商工会議所が書類を確認し、州の政策銀行(Lバンク)が承認し、指定先口座に振り込まれる。Lバンクは不正利用を抜き打ち検査し、疑いがある場合には税務当局に情報を提供する。申請から受給までに要する日数は、通常、数営業日程度とされる。ただ、申請が殺到するケースでは通常よりも受給に時間が掛かるケースがあるほか、オンライン申請でのデータ保護の問題が生じたり、関連の州予算が尽きたことで、一時的に申請の受付を停止するケースもある。

スイスとドイツの事例では、申請手続きや審査を極力簡素化し、速やかに支援が行き渡ることを重視する一方、制度の不正利用に対しては厳しい罰則と事後の追跡調査で対処する。スイスで無審査融資の不正防止対策が強化されていることから分かる通り、手続きの簡素化は不正受給を招く恐れがある。日本はこの点を重視し、申請時に丁寧な審査を行っているが、迅速性を重視し、罰則強化や事後調査で対処する方法も検討に値する。加えて日本では、行政事務の電子化やマイナンバー制度の普及の遅れも迅速な支援の障害となっている。こうした点は今回の危機ですぐに対処できる問題ではないので、今後の国民的な議論が必要となろう。

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。